

一般社団法人中国貸切バス適正化センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人中国貸切バス適正化センターと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を広島県広島市東区上大須賀町1番16号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県における貸切バス事業の適正化を推進することにより、輸送の安全及び利用者利便の確保を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般貸切旅客自動車運送（以下「貸切バス」という。）の安全を阻害する行為の防止、その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導
 - (2) 貸切バス事業者以外の者が貸切バス事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動
 - (3) 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動
 - (4) 貸切バスに関する旅客からの苦情の処理
 - (5) 貸切バス事業の用に供する自動車の運転者の育成を図るための研修
 - (6) 駐車場その他の貸切バスの適正な運営に資するための共同施設の設置及び運営
 - (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県内において行うものとする。

第3章 社員

(社員たる資格)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した個人又は法人をもって社員とする。

(入社)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入社申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員と

なった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退社)

第 8 条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(除名)

第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によりその社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の法令、規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員の資格喪失)

第 10 条 前 2 条のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 2 年分以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡又は解散若しくは破産したとき

(社員名簿)

第 11 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 4 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は当定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 当法人の総会は、定時総会として毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要に応じて開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
3. 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 16 条 会長は、総会開催日の 2 週間前までに、社員に対して会議の日時、場所、会議の目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、招集の手続きを経ることなく総会を開催することができる。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第 18 条 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 20 条 総会に出席できない社員は、他の社員又は法人社員の理事又は職員に対し、議決権の行使を委任することができる。この場合においては、委任を受けた者は、委任状を当法人に提出しなければならない。

2. 前項の規定により議決権の行使を委任した者は、総会の成立及び議決について、これを出席したものとみなす。
3. 前項の委任状の提出は、総会ごとに行なうものとする。

(書面による議決権の行使)

第 21 条 社員は、総会において、必要な事項を記載した書面の提出により議決権の行使を行なうことができる。

2. 前項の規定により書面により行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事が前項の議事録に署名又は記名押印する。

(総会規則)

第 23 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又は当定款に定めるもののほか、総会において別に定める。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 24 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 7 名以内
- (2) 監事 2 名以内
2. 理事のうち、1 名を会長とし、会長以外の 1 名を専務理事とする。
3. 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、総理事の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
4. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
3. 専務理事は会長を補佐し、その業務を執行する。
4. 会長及び専務理事は毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
3. 監事は理事会に出席し、必要があると認める場合は、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する

ときまでとする。

4. この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 30 条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(取引の制限)

第 31 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 32 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 適正化事業諮問委員の選任及び解任

(5) 事業計画、収支予算等の承認

(6) 事業報告、収支決算等の承認

(7) 貸切バス事業者の負担金の額及び徴収方法の承認

(8) 諸規程の制定及び改廃

(9) その他前各号に関連する重要事項

(種類及び開催)

第 35 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度定期に年 2 回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
3. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法上の第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による理事の業務執行状況報告については、理事会への報告を省略することはできない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長及び出席した監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 41 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第 7 章 貸切バス適性化事業諮問委員会

(諮問委員会)

第 42 条 当法人に貸切バス適性化事業諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を置く。

(諮問委員会運営規程)

第43条 諮問委員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第8章 委員会

(委員会)

第44条 会長は、当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、諮問委員会のほかに委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が任命する。
3. 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 計算

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会で報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号乃至第6号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第48条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 基金

(基金の拠出等)

第49条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
3. 基金の返還の手続については、一般法人法第236条の規定に従って行い、基金の返還を行う場所及び方法その他の事項を清算人において別に定めるものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 当法人は、総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 事務局

(事務局)

第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、所要の職員を置く。
3. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第54条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めるところに従い保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 財産目録
- (3) 理事、監事及び社員の名簿
- (4) 役員の報酬並びに費用等に関する規程
- (5) 事業計画書及び収支予算書等
- (6) 事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び附属明細書
- (7) 監査報告書
- (8) 理事会、総会及び別に定款に定める機関の議事に関する書類

- (9) 適正化事業諮問委員並びに職員の名簿
 - (10) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
 - (12) 適正化事業諮問委員会運営規程
 - (13) 適正化事業諮問委員会の議事概要
 - (14) 一般貸切旅客自動車運送事業適正化事業規定
2. 前項に掲げる書類については、閲覧等の情報公開を行うものとする。

第13章 情報管理及び守秘義務

(情報管理及び秘義務)

第55条 当法人は、業務上知り得た情報を適切に管理し、個人情報等の守秘義務を遵守する。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第15章 補則及び法令の準拠

(細則)

第57条 本定款に定めるもののほか、当法人の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(法令の準拠)

第58条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

第16章 附則

(最初の事業年度)

第59条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第60条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 田中一範、伊達明彦、小郷伸洋、前泰弘、金原徹

設立時代表理事 田中一範

設立時監事 西川雅己、新竹正範

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 61 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	広島県広島市東区上大須賀町 1 番 1 6 号交通会館ビル 2 階
設立時社員	公益社団法人広島県バス協会
住 所	鳥取県鳥取市丸山町 2 4 6 番地 1 0
設立時社員	一般社団法人鳥取県バス協会
住 所	島根県松江市馬潟町 6 4 番地 3
設立時社員	一般社団法人島根県旅客自動車協会
住 所	岡山県岡山市北区富吉 5 3 0 1 番 8
設立時社員	公益社団法人岡山県バス協会
住 所	山口県山口市葵 1 丁目 5 番 5 8 号
設立時社員	公益社団法人山口県バス協会

以上、一般社団法人中国貸切バス適正化センター設立のため、本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 2 9 年 4 月 1 7 日

設立時社員

公益社団法人広島県バス協会

代表理事 椋田 昌夫

一般社団法人鳥取県バス協会

代表理事 澤 志郎

一般社団法人島根県旅客自動車協会

代表理事 大谷 厚郎

公益社団法人岡山県バス協会

代表理事 小嶋 光信

公益社団法人山口県バス協会

代表理事 河内 秀夫